

平成 28 年 2 月 16 日

各位

会 社 名	江守グループホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 江守 清隆
問合せ先	常 務 取 締 役 揚原 安麿 (TEL 0776-36-9963)

証券取引等監視委員会による当社旧子会社の従業員に対する課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社旧子会社の従業員による金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上